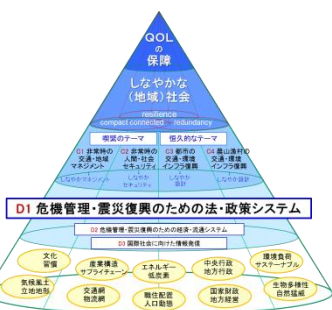


危機管理・震災復興のための法・政策システム

1. はじめに
2. 震災発生直後の対応: 危機管理のための法・政策システム
3. 震災発生後の継続的対応: 震災復興のための法・政策システム
4. 展望

平成23年11月3日

法政大学法科大学院教授
今井猛嘉



1. はじめに

法律の存在が今次震災との関係で注目されるべき点

第1: 行政作用の権限付与規定として

(人命尊重の実現に辺り、関連する法律は有効に機能しえたか) →後述2

第2: 行政作用の実施に伴う予算支出の根拠規定として

(震災からの復興に辺り、関連する法律の機能に期待できるか) →後述3

2, 3の検討を踏まえた展望

→後述4

2. 震災発生直後の対応： 危機管理のための法・政策システム

(1) 総説

自衛隊の災害派遣に関する法律とそれらの運用 →(2)
緊急車両の展開確保に関する法律とそれらの運用 →(3)

(2) 自衛隊の災害派遣等

自衛隊法83条

→大規模震災災害派遣命令(3月11日18時発令)による派遣の実施

自衛隊法83条の3及び原子力災害対策特別措置法

→原子力災害派遣

評価

(3) 緊急車両の展開確保

道路法：道路管理者(高速道路会社)による通行禁止規制、緊急点検

災害対策基本法：一般車両の通行禁止、緊急通行車両の通行確保の措置
3月12日～22日、東北道等、片側1車線を緊急交通路に指定

道路法： 3月22日、同法による交通規制の実施

規制解除： 3月24日

評価： 警察庁、各県警本部、各公安委員会の連携
公安委員会—緊急通行車両であることの事前届出制度

更なる施策： 事前届出制度の周知・徹底
緊急車両に対するガソリン補給体制の見直し
避難車両による緊急交通路の通行許可制度のあり方
(避難車両と緊急車両の関係—優先通行権等)

3. 震災発生後の継続的対応： 震災復興のための法・政策システム

(1) 総説

瓦礫等廃棄物の撤去

→(2)

建物に係る現状復帰と再開発

→(3)

(2) 瓦礫等廃棄物の撤去

法制度の枠組

災害に起因する廃棄物：市町村が処理。費用の国庫補助(廃棄物処理法22条)

地震と水害に起因する廃棄物：震災廃棄物対策指針、水害廃棄物対策指針

環境省「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」

→私有財産である家屋であって、被災したものを、廃棄物と認定して撤去等する際の指針

→憲法上の原則

所有権等の財産権の保護(憲法29条第1項)

財産権と公共の福祉(憲法29条第2項)

私有財産の公共利用と正当な補償(憲法29条第3項)

→上記の環境省による指針の概要

- (i)倒壊した家屋等。所有者等の承諾を得ることなく撤去可能
- (ii)倒壊等の危険があり、価値がないと認められた家屋は撤去可能
- (iii)損壊家屋内の動産も、個人にとって大切な物を除き、撤去・廃棄可能

評価 今後、関連法律の整備

Q廃棄物等の撤去に係る費用を誰が分担するのか

→「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」
国庫の補助が可能に。

評価 現実的な対応が可能に

(3) 建物に係る現状復帰と再開発

- ・建築基準法39条

地方公共団体は、条例により、期間の定めなく、住居の用に供する建築物建築を禁止することができる。但し、適用地域の限定。
「津波、高潮、出水等による危険の著しい区域」としての「災害危険区域」



ex.岩手県

・建築基準法84条

特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から1月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

対象は「市街地」。但し、1月以内(延長しても最大で2ヵ月)。

ex.宮城県

・東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律

平成23年9月11日までの間、(特に必要があると認めるときは、さらに2ヵ月を超えない範囲内で)建築の制限または禁止を行うことができることに

Cf.被災市街地復興特別措置法による建築行為等に対する規制

→災害発生の日から最長2年以内の期間で、被災市街地復興推進地域における建築行為等の制限をすることができる。

但し

- ・家屋所有者による通常管理行為等は、規制の対象外
- ・自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物の新築、増改築の申請については、階数・構造等の要件を満たす申請である限り、都道府県知事は、これを許可しなければならない

4展望

(1) 東日本大震災復興基本法の制定

本年、6月24日に制定

「東日本大震災復興構想会議」による6月25日付提言

「復興への提言—悲惨の中の希望—」

同法の概要

- ・復興の基本理念(同法2条)。
- ・国が復興施策に関する基本方針(「東日本大震災復興基本方針」)を定め(3条)
- ・地方自治体は、その基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を
- ・踏まえた措置を講ずる(4条)
- ・復興債の発行(8条)
- ・復興特別区域制度の整備(10条)
- ・復興庁の設置(24条)

行政権限を明記し、予算措置をも指示する具体的な法律の制定が必要

ex. 復興特別区域制度(特区制度)

→速やかに法制上の措置を講ずるもの(10条)

Cf. 宮城県の「水産業復興特区」案

(2) 東日本大震災からの復興の基本方針

7月26日、復興対策本部の「東日本大震災からの復興の基本方針」
(東日本大震災復興基本法3条に基づく指針)

ex. 交通インフラの整備(その前提としての、瓦礫等廃棄物の十分な撤去、及び、土地利用状況の再編成)について、如何なる「特区的」政策が導入されるのか

ご清聴ありがとうございました

危機管理・震災復興のための法・政策システム
 平成23年11月3日
 法政大学法科大学院教授

今井猛嘉

